

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 第四章 (略)	第一章 第四章 (略)
第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準	
第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第三十九条・第四十条)	
第二節 施設及び設備に関する基準 (第四十一条)	
第三節 運営に関する基準 (第四十二条―第五十条)	
第六章 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設設備及び運営に関する基準	
第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第五十一条・第五十二条)	
第二節 施設及び設備に関する基準 (第五十三条)	
第三節 運営に関する基準 (第五十四条―第六十二条)	
附則	附則
(利用料等の受領)	(利用料等の受領)
第十一条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス (法第四十八條第四項の規定により施設介護サービス費 (同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)) が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。) に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料 (施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。) の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。) から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。	第十一条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス (法第四十八條第五項の規定により施設介護サービス費 (同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)) が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。) に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料 (施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。) の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。)) の合計額 (以下「施設サービス費用基準額」という。) から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 (略)	2 (略)
3 介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。	3 介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
一 食事の提供に要する費用 (法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額) を限度とする。)	一 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
二 居住に要する費用 (法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額) を限度とする。)	二 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	三 理美容代
四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	四 前三号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるも
五 理美容代	
六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるも	

のに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

- 4| 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5| 介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十九条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室におけ

のに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

- 4| 介護老人保健施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

る生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2| ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

(厚生労働省令で定める施設)

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット
- 二 診察室
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 サービス・ステーション
- 六 調理室
- 七 洗濯室又は洗濯場
- 八 汚物処理室
- 2| 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
 - イ ユニット

(1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

- (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
 (ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
 地階に設けてはならないこと。
 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 (7)(6) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 (8) ナース・コールを設けること。
 ロ 共同生活室
 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
 (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
 (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 (3) 常夜灯を設けること。

二 機能訓練室

- 一 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

三 浴室

- イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3

- 前項第二号及び第三号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合はこの限りでない。

4

- 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- 一 ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物とすること。ただし、療養室等を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 四 階段には、手すりを設けること。
- 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。
- 六 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十二条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3) ユニット型介護保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払うことができる。
 - 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 居住に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4) 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5) ユニット型介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額

に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

- 第四十三条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2| 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3| 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - 4| 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
 - 5| ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 6| ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7| ユニット型介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8| ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニット

- において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じた適切な技術をもって行われなければならない。
- 2| ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3| ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4| ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5| ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 6| ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 7| ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担によ

り、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十五条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2) ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3) ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4) ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十六条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2) ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十七条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十八条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2) 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3) ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によつて介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4) ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十九条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十条 第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七

条まで、第二十条、第二十二條から第二十四條の二まで及び第二十八條から第三十八條までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五條第一項中「第二十五條に規定する運営規程」とあるのは、「第四十七條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四條第二項中「この章」とあるのは、「第五章第三節」と、第三十八條第二項第二号中「第八條第四項」とあるのは、「第五十條において準用する第八條第四項」と、第三十八條第二項第三号中「第九條第二項」とあるのは、「第五十條において準用する第九條第二項」と、第二十四條の二中「第十四條」とあるのは、「第五十條において準用する第十四條」と、第三十八條第二項第五号中「第二十二條」とあるのは、「第五十條において準用する第二十二條」と、第二十四條の二第四号及び第三十八條第二項第六号中「第三十四條第二項」とあるのは、「第五十條において準用する第三十四條第二項」と、第二十四條の二第五号及び第三十八條第二項第七号中「第三十六條第二項」とあるのは、「第五十條において準用する第三十六條第二項」と、第三十八條第二項第四号中「第十三條第五項」とあるのは、「第四十三條第七項」と読み替えるものとする。

第六章 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第五十一條 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型介護老人保健施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第五十二條 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第四十條に、それ以外の部分にあっては第一條に定めるところによる。

第二節 施設及び設備に関する基準

(施設及び設備)

第五十三條 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあっては第四十一條に、それ以外の部分にあっては第三條及び第四條に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十四條 一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第四十二條に、それ以外の部分にあっては第十一條に定めるところによる。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第五十五條 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第四十三條に、それ

以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十六条 一部ユニット型介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

(食事)

第五十七条 一部ユニット型介護老人保健施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第五十八条 一部ユニット型介護老人保健施設その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四十六条に、それ以外の部分にあつては第二十一条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十九条 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項

- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十条 一部ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十一条 一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十九条に、それ以外の部分にあつては第二十七条に定めるところによる。

(準用)

第六十二条 第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條から第二十四条の二まで及び第二十八条から第三十八条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは、「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは、「第六章第三節」と、第三十八条第二項第二号中「第八条第四項」とあるのは、「第六十二条において準用する第八条第四項」と、第三十八条第二項第三号中「第九条第二項」とあるのは、「第六十二条において準用する第九条第二項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは、「第十三条第五項及び第四十三条第七項」と、第二十四条の二中「第十四条」とあるのは、「第六十二条において準用する第十四条」と、第三十八条第二項第五号中「第二十二条」とあるのは、「第六十二条において準用する第二十二条」と、第二十四条の二第四号及び第三十八条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは、「第六十二条

において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第三十九条～第四十一条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十二条～第五十条）</p> <p>第六章 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第五十一条・第五十二条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第五十三条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第五十四条～第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第十二条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第十二条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第五項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定</p>

介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 居住に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代

介護療養施設サービスについて同条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）（の額の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 二 入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 三 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）（により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）（に入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）（の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護療養型医療施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。

(基本方針)

第三十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居室における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- 一 ユニット
- イ 病室
 - (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ

ニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。
 - (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (4) プザ―又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

ること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入院患者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3| 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4| 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第一項第二号に規定する食堂とみなすこととする。

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2| 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならぬ。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者

への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし

(ii) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(i) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。